

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成28年3月8日(火) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 3時02分

出席者 委 員 委員長 岡 賢 治

大 谷 好 一 大 出 三 夫 大阿久 岩 人

長 芳 孝 入 野 登志子 海老原 恵 子

高 岩 義 祐

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 茂 呂 健 市 青 木 一 男 針 谷 育 造

坂 東 一 敏 広 瀬 昌 子 小久保 かおる

古 沢 ちい子 白 石 幹 男 平 池 紘 士

天 谷 浩 明 福 富 善 明 大 武 真 一

小 堀 良 江 梅 澤 米 満

事務局職員 事務局 長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

主 査 福 田 博 紀 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

道 路 課 長	田 中 良 一
河 川 緑 地 課 長	天 谷 和 夫
参 事 兼 下 水 道 課 長	村 上 隆 一
水 道 業 務 課 長	鈴 木 英 夫
水 道 工 務 課 長	古 澤 一 豊
参 事 兼 都 市 計 画 課 長	松 澤 賢 一
市 街 地 整 備 課 長	國 保 能 克
住 宅 課 長	大 野 和 久
建 築 課 長	長 智
大平総合支所都市整備課長	齊 藤 昌 巳
大平総合支所都市建設課長	牧 野 修 一
藤岡総合支所都市建設課長	安 生 光 宏
都賀総合支所都市建設課長	坂 田 知 司
西方総合支所産業建設課主幹	高 橋 克 行
岩舟総合支所都市建設課長	水 落 恒 夫

平成28年第1回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成28年3月8日 午後 1時開議 全員協議会室

日程第1 議案第1号 平成28年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）の説明聴取

日程第2 議案第6号 平成28年度栃木市下水道特別会計予算の説明聴取

日程第3 議案第7号 平成28年度栃木市農業集落排水特別会計予算の説明聴取

日程第4 議案第9号 平成28年度栃木市水道事業会計予算の説明聴取

◎開会及び開議の宣告

○委員長（岡 賢治君） ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎諸報告

○委員長（岡 賢治君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（岡 賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

平成28年度各会計の予算につきましては、各常任委員会においてスムーズな審査を行うため、あらかじめ予算概要の説明聴取をお願いするものであります。予算に対する質疑等審査につきましては、後日開催予定の委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

◎議案第1号（所管関係部分）の説明聴取

○委員長（岡 賢治君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第1号 平成28年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記載されている金額の読み上げを省略し、予算概要の説明のみといたします。また、説明は着席のままです。

まず、歳出のほうからお願いいたします。

高橋西方産業建設課主幹。

○西方総合支所産業建設課主幹（高橋克行君） 本日はよろしく申し上げます。ただいま上程いただきました議案第1号 平成28年度栃木市一般会計予算のうち、所管関係部分につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の146、147ページをお開きください。2款1項5目財産管理費につきましてご説明いたします。本年度予算額は4億4,934万5,000円であります。

150、151ページをお開きください。右の説明欄、下から2事業目の市有建築物定期点検業務委託費につきましては、市有建築物の定期点検業務委託費であります。

次の長期営繕計画策定事業費につきましては、市有建築物のデータ保全情報システム利用料であ

ります。

158、159ページをお開きください。続きまして、13目歳の街費につきましてご説明いたします。本年度予算額は938万4,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2事業目の歳の街課一般経常事務費につきましては、歳の街課の職員旅費や事務用消耗品などであります。

続きまして、14目地域づくり費につきましてご説明いたします。本年度予算額は3,343万円でありまして、次のページをお開きください。右の説明欄をごらんください。まず、4事業目の重伝建地区休憩施設設置事業費（中央地域会議）につきましては、嘉右衛門町伝建地区を訪れる来訪者などのための休養施設として、通り沿いにベンチを設置する費用でございます。

2事業飛びまして、巴波川沿岸修景事業費（中央地域会議）につきましては、巴波川沿岸の擬木柵を補修する工事費であります。

5事業飛びまして、大平運動公園ウォーキングコース等整備事業費（大平地域会議）につきましては、市民の体力の向上と健康増進を図るため、大平運動公園内の園路にコースを設定するものでありまして、コース案内看板作製、設置等業務委託料のほかに路面標示工事費35万7,000円であります。

3事業飛びまして、つがの里活性化事業費（都賀地域会議）につきましては、つがの里ハス再生プロジェクト工事費86万4,000円とつがの里園内植栽工事60万5,000円が主なものであります。

次のバーベキュー広場整備事業費（西方地域会議）につきましては、西方総合公園において市民の交流や施設利用の増進を図るため施設を整備するもので、バーベキュー広場整備工事費126万円と備品購入費90万円でございます。

220、221ページをお開きください。続きまして、4款1項3目環境衛生費につきましてご説明します。本年度予算額は1億5,305万6,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2事業目の水道事業会計繰出金（簡易水道施設等）につきましては、無水源簡易水道事業市町村総合交付金が主なものでございます。

224、225ページをお開きください。続きまして、5目公害対策費につきましてご説明いたします。本年度予算額は1億626万7,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。下から1事業目の合併処理浄化槽設置補助事業費につきましては、公共下水道認可区域外及び農業集落排水処理区域外で専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し、申請に基づき設置費用の一部を助成するものでございます。

242、243ページをお開きください。続きまして、6款1項5目農地費につきましてご説明いたします。本年度予算額は6億7,899万1,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の農業集落排水特別会計繰出金につきましては、農業集落排水特別会計へ充当するための繰出金でございます。

○委員長（岡 賢治君） 田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） 264、265ページをお開きください。続きまして、8款1項1目土木総務費につきましてご説明いたします。

本年度予算額は2億6,510万3,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、この科目で予算措置をしております職員29人分の給料、各種手当等の人件費であります。以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、同様の内容となりますので、改めての説明は省略させていただきます。

次の臨時職員共済費につきましては、同じく職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費が主なものであります。以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、同様の内容となりますので、改めての説明を省略させていただきます。

次の道路河川整備課一般経常事務費につきましては、経常的事業であります。

1事業飛びまして、バリアフリー推進事業費につきましては、栃木市バリアフリー特定事業計画に基づきバリアフリー化を推進するためのものであり、鉄道事業者が実施する東武栃木駅内のホームの転落防止を目的とした内方線設置に対する整備費補助金が主なものであります。

次の建築課一般経常事務費につきましては、経常的事業であります。

次のページをお開きください。続きまして、2目建築指導費につきましてご説明いたします。本年度予算額は8,577万2,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の狭あい道路整備補助金につきましては、狭あい道路拡幅整備促進事業に伴う分筆測量費用及び既存塀等の撤去費用に対する補助金であります。

次の建築指導事業費につきましては、建築確認指導業務に係るものでありまして、建築確認共用データベース利用料、民間木造住宅の耐震診断費に対する補助金及び民間木造住宅の耐震改修費等に対する補助金が主なものであります。

次の建築確認台帳等電子化事業費につきましては、建築計画概要書等の電子化業務の委託料であります。

次のページをお開きください。続きまして、2項1目道路橋りょう総務費についてご説明いたします。本年度予算額は2億5,805万6,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。上から3事業目の道路河川維持課一般経常事務費につきましては、道路巡回監視業務に係る臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

次の道路台帳整備委託費につきましては、道路台帳作成のための業務委託料であります。

次の土木管理課一般経常事務費につきましては、経常的事業であります。

続きまして、2目道路維持費についてご説明いたします。本年度予算額は2億6,139万円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の道普請事業費につきましては、項目保存のためのものであります。

2事業目の市道維持管理費につきましては、道路側溝等道路附帯施設の清掃等に要する作業員1,280人分の道路補修作業員賃金と、次のページの上から1行目の自治会等で行った道路愛護作業に対する道路愛護作業員報償金、道路賠償責任保険として傷害保険料、街路樹管理業務、道路附帯施設及び舗装の補修委託業務、栃木駅、大平下駅等の駅前広場の清掃業務、新栃木駅のエレベーターの保守点検管理業務などの道路管理等委託料、市道〇379号線ほかの境界測量等委託料、常温合材や碎石等の市道補修用資材費、ガードレール、道路反射鏡、側溝ぶた等の交通安全施設補修用資材費及び道路管理上の瑕疵により市が賠償責任を負った場合に支払う損害賠償金が主なものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費（栃木）につきましては、万町地内の市道A41号線の側溝打ちかえのための工事費であります。

次の市道各号線道路維持補修事業費（大平）につきましては、大平町富田地内の市道〇26号線の舗装補修工事費であります。

次の市道各号線舗装補修事業費（栃木）につきましては、万町地内の市道A41号線舗装補修工事費と樋ノ口町地内の市道B1号線舗装補修工事費であります。

次の市道各号線舗装補修事業費（藤岡）につきましては、舗装の損傷が激しい藤岡町甲地内市道F8号線の舗装修繕工事費であります。

次の市道各号線舗装補修事業費（都賀）につきましては、都賀町家中地内の市道T9号線と白久保地内の市道T③—187号線の舗装補修工事費であります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費につきましては、市道各号線で交通の安全を図るためのガードレールや区画線などの交通安全施設の維持補修工事費及び片柳町1丁目地内の市道201号線の薄層カラー舗装のための整備工事費であります。

次の通学路安全施設整備事業費につきましては、栃木市通学路交通安全プログラムに基づき実施します、藤岡町藤岡地内の市道F5—17号線及び入舟町地内の市道A2号線の路側帯カラー舗装工事費であります。

舗裝修繕事業費につきましては、都賀町家中地内の市道T①—277号線の舗装補修のための工事費であります。

次の道路付属物点検事業費につきましては、惣社町地内の市道B299号線上にあります歩道橋及び市内各所の道路標識を点検するための委託料であります。

次の電柱移設等事業費につきましては、市道上の電柱で、一般交通に著しく支障のある電柱を移設しまして、安全で快適な通行を確保するための電柱移設等補償金であります。

○委員長（岡 賢治君） 齊藤大平都市整備課長。

○大平総合支所都市整備課長（齊藤昌巳君） 続きまして、3目道路新設改良費についてご説明いたします。

本年度予算額は11億2,493万8,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。3事業目の市道各号線道路改良事業費（栃木）につきましては、各号線の道路拡幅等に伴う舗装工事でありまして、岩出町地内の市道D73号線道路拡幅工事費及び柏倉町地内の市道D135号線道路拡幅工事費が主なものであります。

次のページをお開きください。1事業目の市道各号線道路改良事業費（都賀）につきましては、都賀町富張地内の市道T②-143号線側溝整備等工事費が主なものであります。

次の市道各号線道路改良事業費（西方）につきましては、市道の安全な通行を確保するための用地調査委託料65万円及び土地購入費15万円であります。

次の市道209号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、1級河川永野川にかかる大柳橋西から栃木市斎場までの区間の安全な通行を確保するため、防災・安全交付金を導入し、市道を拡幅するもので、これに係る市道拡幅用地購入費及び市道拡幅物件移転等補償金が主なものであります。

1事業飛びまして、市道114号線道路改良事業費（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）につきましては、県道栃木粕尾線との交差点から皆川産業団地へ向かう区間を、大型車の通行が見込まれることから、地域の安全と円滑な幹線道路として、防災・安全交付金を導入し、拡幅するもので、用地取得に係る市道拡幅用地購入費及び支障となる工作物等の移転にかかわる市道拡幅物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道A1号線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）につきましては、市役所北側の巴波川にかかる開運橋から栃木高校東側の県庁堀までの区間を通行する通学児童や生徒の安全を確保するため歩道を整備するものであり、防災・安全交付金を導入し、歩道を設置するものであり、用地取得にかかわる交通安全整備用地購入費及び支障となる工作物等の移転にかかわる交通安全施設整備物件移転等補償金が主なものであります。

2事業飛びまして、市道O-527号線歩道整備事業費（大平新）につきましては、大平町新地内の主要地方道岩舟小山線と市道O345号線を結ぶ幹線道路における歩行者の安全な通行を確保するための歩道整備工事費であります。

次の市道F21・1-120号線道路改良事業費（藤岡太田北）につきましては、藤岡町太田北地内の生活道路として安全かつ円滑な通行を確保できるよう整備するための延長100メートルの市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金であります。

次の市道F1-98号線道路改良事業費（藤岡大田和西）につきましては、藤岡町大田和西地内の生活道路として安全かつ円滑な通行を確保できるよう整備するための延長50メートルの市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金であります。

次の市道107号線交通安全施設整備事業費（栃木本町・城内1丁目）につきましては、栃木第四小学校西側を通行する通学児童の安全を確保するため歩道を整備するもので、用地調査等のための

用地測量等業務委託料、用地取得にかかわる市道拡幅用地購入費及び支障となる工作物等の移転にかかわる市道拡幅物件移転等補償金であります。

○委員長（岡 賢治君） 坂田都賀都市建設課長。

○都賀総合支所都市建設課長（坂田知司君） 次のページをお開きください。

次の市道T①-247号線道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、都賀町合戦場地内の生活道路として安全かつ円滑な通行を確保するため整備するものであり、拡幅に伴う用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道T①-208号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、都賀町家中地内の生活道路として安全かつ円滑な通行を確保するため整備するものであり、拡幅に伴う用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

次のT②-442号線外道路改良事業費（都賀家中）につきましては、都賀町家中地内の生活道路として安全かつ円滑な通行を確保するため整備するものであり、拡幅に伴う用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

1 事業飛びまして、市道T 2号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、都賀町家中地内の生活道路として安全かつ円滑な通行を確保するため整備するものであり、用地測量業務委託料であります。

次の市道O-30・O-1号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、大平町下皆川地内の狭隘でJR両毛線を斜めに横断する第2中山道踏切及びそれにかかわる市道を改良し、安全で快適な通行を確保するために整備するもので、踏切拡幅をJRに工事委託するための踏切移設拡幅工事委託料、取り付け道路を整備するための市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金であります。

1 事業飛びまして、市道N-3303号線道路改良事業費（西方真名子）につきましては、西方町真名子地内の根子屋集落センターから県道栃木栗野線までの区間の安全な通行を確保するため市道を拡幅するもので、市道拡幅工事費が主なものであります。

次の市道D23号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、県道栃木田沼線から皆川公民館入り口の区間における生活道路を6メートルの幅員に拡幅するもので、用地調査等のための用地測量等業務委託料及び用地取得にかかわる市道拡幅用地購入費が主なものであります。

次のN-3159号線側溝整備事業費（西方金崎）につきましては、西方町金崎地内の小倉橋上流右岸側の団地周辺において大雨時に冠水が発生することから、冠水を防止、快適な通行を確保するための側溝整備工事費であります。

○委員長（岡 賢治君） 水落岩舟都市建設課長。

○岩舟総合支所都市建設課長（水落恒夫君） 次のページをお開きください。

1 行目の市道O-70号線道路改良事業費（大平北武井）につきましては、大平町北武井地内の狭

隘な市道を道路改良するための用地測量等業務委託料であります。

次の市道〇―159号線道路改良事業費（大平蔵井）につきましては、大平町蔵井地内の市道における歩行者の安全な通行を確保するための歩道整備工事費であります。

次の市道 I 362号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、岩舟町静地内の狭隘な市道の拡幅工事費及び電柱移転等補償金であります。

次の市道 I 192号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、岩舟町静地内の狭隘な市道の拡幅工事費であります。

次の市道 I 417号線道路改良事業費（岩舟静和）につきましては、岩舟町静和地内の狭隘な市道の拡幅工事費及び電柱移転等補償金であります。

次の市道 I 299号線道路改良事業費（岩舟静戸）につきましては、岩舟町静戸地内の狭隘な市道を整備するための市道拡幅用地購入費及び市道拡幅物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道 I 94・134・135号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、岩舟町静地内の狭隘な市道を整備するための市道拡幅用地等の調査業務委託料であります。

1 事業飛びまして、市道 I 139号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、岩舟町静地内の狭隘な市道を整備するための市道拡幅用地調査等業務委託料、道路改良事業費及び市道拡幅物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道 F 9号線交通安全施設整備事業費（藤岡石川）につきましては、藤岡町帯刀地内の歩行者の安全な通行を確保するための延長110メートルの歩道整備に伴う復元測量業務委託料、歩道整備工事費及び物件移転等補償金であります。

次の（仮称）市道11178号線道路改良事業費（栃木入舟町・祝町）につきましては、旧栃木中央小学校跡地に建設される保育園のアクセス道路として道路を整備するもので、用地調査等のための用地測量等委託料であります。

次のページをお開きください。続きまして、4目橋りょう維持費についてご説明いたします。本年度予算額は9,135万円でありまして、右の説明欄をごらんください。1 事業目の市道各号線橋りょう維持補修事業費につきましては、市内各号線の橋りょうの欄干等の補修費であります。

続きまして、5目橋りょう新設改良費につきましてご説明いたします。本年度予算額は5,350万円でありまして、右の説明欄をごらんください。1 行目の市道233号線（永宮橋）橋りょう整備事業費（栃木野中町）につきましては、野中町地内の1級河川赤津川にかかる、老朽化が著しい永宮橋を架け替えて地域の安全安心な通行を確保するもので、右岸側の橋台1基築造のための橋梁整備工事費であります。

次の市道〇―430号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業費につきましては、大平町西水代地内の1級河川永野川にかかる、老朽化が著しく狭隘な堀ノ内橋について、県の河川改修に伴う架け替えに合わせた橋りょう拡幅のための本市から県への負担金であります。

○委員長（岡 賢治君） 天谷河川緑地課長。

○河川緑地課長（天谷和夫君） 次のページをお開きください。続きまして、3項1目河川総務費についてご説明いたします。

本年度予算額は3,079万3,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の河川総務事務費につきましては、河川愛護会運営費補助金51万2,000円が主なものであります。

次の河川維持補修事業費につきましては、大町地内外ぬかり沼川河川土砂等除去工事費と城内町2丁目地内城内川の河川維持工事費であります。

次の河川浄化施設管理費につきましては、県庁堀川に設置しておりますポンプ施設の電気代187万2,000円と浄化施設の保守点検整備委託等29万円であります。

次の調整池等管理費につきましては、惣社東産業団地ほか14カ所にある調整池管理のための土砂撤去や除草等に要する管理委託料が主なものであります。

次の河川・水路清掃事業費につきましては、水路等の除草作業などを行うための450人分の作業員賃金及び暗渠等で清掃が困難な箇所の子掃業務等委託料が主なものであります。

次の樋管操作委託事業費につきましては、国土交通省から委託されております、渡良瀬遊水地周辺にある11カ所分の樋管管理委託料が主なものであります。

次の雨水貯留・浸透施設設置補助事業費につきましては、雨水の流出抑制、有効活用を目的として専用住宅に雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置しようとする方に対し、申請に基づき設置費用の一部を補助するものであります。

次の河川維持管理費につきましては、大平地域内の排水路の除草、浚渫などの施設管理委託料であります。

続きまして、2目河川改良費についてご説明いたします。本年度予算額は7,319万8,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の河川整備事務費につきましては、旅費、需用費、負担金であります。

次の河川改修事業費につきましては、台風や集中豪雨等の浸水被害等を防止するための河川改修を目的とした、沼和田町周辺を南下する柚井木川の流域排水計画実施設計業務委託料であります。

次の排水路整備事業費につきましては、生活環境を保全するため、溢水被害が生じている水路を整備するものでありまして、樋ノ口町地内河床整備工事費と本町地内杣冷川護岸整備工事費であります。

次のページをお開きください。1事業目の主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費（都賀合戦場）につきましては、都賀町合戦場地内の県道沿線の浸水被害を防止するため、県が施行する県道の排水整備事業に伴う負担金であります。

次の清水川支川分水路整備事業費につきましては、中心市街地を流れる清水川の浸水被害軽減を図るための支川の整備、分水を行うもので、箱森町地内の支川館野川の改修工事費であります。

次の赤淵川排水路整備事業費につきましては、今泉町1、2丁目、大宮町、仲仕上町、藤田町地内における浸水被害の軽減を図るため、雨水排水の幹線水路や支線水路の整備を目的とした地域排水計画実施設計業務委託料であります。

次の藤岡地域都賀地内流末排水路整備事業費につきましては、藤岡町都賀地内の道路冠水被害を防止するための流末排水路整備を目的とした計画策定業務委託料であります。

○委員長（岡 賢治君） 松澤都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（松澤賢一君） 続きまして、284ページ、285ページをごらんください。8款4項1目都市計画総務費であります。本年度予算額は3億3,344万7,000円でありまして、右説明欄をごらんください。

説明欄2行目の都市計画課一般経常事務費につきましては、都市計画課の職員旅費や都市計画図の印刷製本費、事務用消耗品費及び都市計画審議会委員の報酬などであります。

次の開発指導事業費につきましては、開発行為の指導事務などに伴う事務用消耗品費などの費用であります。

次の屋外広告物指導事業費につきましては、屋外広告物の許可申請及び届け出事務などに伴う事務用消耗品費などの費用であります。

次のシビックコア推進事業費につきましては、国の合同庁舎の設計に合わせ、シビックコア地区の敷地整備に係る実施計画作成の業務委託料及びシビックコア地区整備推進連絡協議会の開催費用などあります。

次の都市計画基礎調査委託費につきましては、県が策定する都市計画区域マスタープランの資料として5年ごとに県内市町が一斉に行う基礎調査の栃木市分の業務委託料であります。

次の市街地整備課一般経常事務費につきましては、市街地整備課の職員旅費及び事務用消耗品費などの費用であります。

次に、2目土地区画整理費であります。本年度予算額は3億9,059万7,000円でありまして、右説明欄の栃木駅周辺地区景観形成基金積立金につきましては、栃木駅周辺地区景観形成基金条例に基づき管理しております基金の利子を積み立てるものであります。

次に、286ページ、287ページをごらんください。右説明欄1行目の区画整理事務費につきましては、土地区画整理事業に伴う事務用消耗品費及び土地区画整理関係の研修参加負担金などあります。

次に、1事業飛びまして、3事業目の磯山地区土地区画整理事業費につきましては、大平町真弓地内の県道蛭沼川連線沿いの磯山地区において良好な住環境整備を図るため、事業化に向けた関係機関協議資料の作成委託料であります。

次に、3目街路事業費であります。本年度予算額は1億1,800万円でありまして、右説明欄の2つの事業につきましては、主要事務事業のため、説明を省略させていただきます。

次に、4目下水道費であります。本年度予算額は22億8,575万7,000円でありまして、右説明欄の下水道特別会計繰出金につきましては、下水道特別会計に充当するための繰出金であります。

○委員長（岡 賢治君） 安生藤岡都市建設課長。

○藤岡総合支所都市建設課長（安生光宏君） 続きまして、5目公園費についてご説明いたします。

本年度予算額は4億4,241万4,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。3行目のつがの里管理運営費につきましては、管理運営に要する嘱託員報酬、臨時職員賃金及び清掃・管理委託料が主なものであります。

次の都市公園等管理費（栃木）につきましては、第2公園や河川公園などの維持管理業務に要する費用でありまして、公園除草業務のための臨時作業員賃金、芝や樹木剪定及び害虫防除のための公園管理等委託料、トイレ清掃及び浄化槽維持管理業務などのための施設管理等委託料、第2公園や太平山大曲駐車場などの公園等敷地賃借料が主なものであります。

次の都市公園等管理費（大平）につきましては、大平地域内の運動公園を含む都市公園など86カ所の樹木管理などの公園管理等委託料及びトイレ清掃などの施設管理委託料のほか、各公園の電気、水道料や消耗品などの需用費1,622万5,000円が主なものであります。

次の都市公園等管理費（藤岡）につきましては、藤岡地域内26カ所の都市公園などの除草及び清掃業務などの公園管理等委託料が主なものであります。

次の都市公園等管理費（都賀）につきましては、都市公園等施設修繕費54万円が主なものであります。

次の都市公園等管理費（西方）につきましては、公園施設の維持管理費に要する経費でありまして、植栽管理などに係る公園管理委託料のほか、光熱水費49万4,000円、維持補修費50万円が主なものであります。

次のページをお開きください。2行目の都市公園等管理費（岩舟）につきましては、岩舟地域の都市公園及び街区公園の施設管理等委託料が主なものであります。

次の総合運動公園管理運営委託費につきましては、栃木市総合運動公園の指定管理者である株式会社メディカルフィットネスとちの木への管理運営委託料であります。

次の藤岡渡良瀬運動公園管理費につきましては、公園除草及びトイレ清掃業務などの清掃管理等委託料が主なものであります。

次の藤岡スポーツふれあいセンター管理費につきましては、施設清掃管理業務や警備保障業務などの施設管理等委託料が主なものであります。

次の総合運動公園管理費につきましては、栃木市総合運動公園の維持管理のための高木剪定などの業務委託料及び施設などの修繕費250万円であります。

1事業飛びまして、生垣設置奨励補助金につきましては、緑化の推進を図るため、生け垣を設置する市民などに対し交付する補助金であります。

次の大平街区公園等施設改修事業費につきましては、大平地域内の昭和第3公園ほか3公園の老朽化した遊具を改修するための工事費であります。

次の岩舟総合運動公園管理費につきましては、総合運動公園施設内備品の修繕料であります。

1事業飛びまして、藤岡スポーツふれあいセンター施設改修事業費につきましては、老朽化した空調設備改修の1期工事費が主なものであります。

次の岩舟総合運動公園管理運営委託費につきましては、岩舟総合運動公園の施設管理等委託料であります。

○委員長（岡 賢治君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） 次のページをお開きください。続きまして、6目まちづくり事業費につきましてご説明いたします。

本年度予算額は7,596万4,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の街なみ環境修景事業費につきましては、栃木市歴史的町並み景観形成地区内の建造物等に対する補助金であります。

次に、1事業飛びまして、まちなか土地利用計画推進事業費につきましては、地方都市リノベーション事業にかかわる消耗品であります。

次のページをお開きください。続きまして、5項1目住宅管理費につきましてご説明いたします。本年度予算額は3億8,756万2,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の改良住宅管理費（栃木）につきましては、栃木地域の改良住宅敷地の不動産賃借料等であります。

次の改良住宅管理費（大平）につきましては、大平地域の改良住宅の維持補修費及び不動産賃借料であります。

1事業飛びまして、市営住宅共通管理費（栃木）につきましては、指定管理者への市営住宅管理運営委託料、各市営住宅の敷地賃借料が主なものであります。

次の県営住宅敷地賃借費につきましては、県営大宮住宅及び県営城内南第2住宅敷地の不動産賃借料であります。

次の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金につきましては、高齢者の居住安定確保のため、高齢者向け優良賃貸住宅50戸の入居者に対し、月額1万円を上限に助成する家賃補助であります。

次の同和対策住宅新築資金等借入償還基金積立金につきましては、基金利子の積立金であります。

1事業飛びまして、岩舟西根南市営住宅管理費につきましては、市営住宅の修繕費等であります。

次の市営住宅耐震診断事業費につきましては、城内南第2市営住宅耐震診断業務委託料であります。

次のページをお開きください。2事業目の住宅被災者支援事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、平成27年9月の豪雨災害により被災した住宅再建等のための利子補給金であります。

次に、少しページが飛びまして、304ページ、305ページをお開きください。9款1項5目災害対

策費につきましてご説明いたします。本年度予算額は3億8,758万円でありまして、右の説明欄をごらんください。下から1事業目の部屋南部桜つつみ公園（緊急避難地）施設整備事業費につきましては、トイレ設置工事費であります。

次に、ページが飛びまして、350、351ページをお開きください。11款2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましてご説明いたします。本年度予算額は700万円でありまして、右の説明欄をごらんください。道路橋りょう災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、平成27年9月豪雨災害により被災した道路の復旧工事をするもので、箱森町地内の市道204号線ほか11カ所の道路法面の復旧工事費であります。

続きまして、2目河川災害復旧費につきましてご説明いたします。本年度予算額は400万1,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。河川災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましても同様に、普通河川旧赤津川ほか4カ所の災害復旧工事費であります。

以上をもちまして、所管部分の歳出についての説明を終わります。

○委員長（岡 賢治君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 1時52分）

○委員長（岡 賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

○委員長（岡 賢治君） 歳入の説明をお願いいたします。

大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） それでは、歳入の所管部分についてご説明いたします。

68、69ページをお開きください。まず、13款1項7目1節道路橋りょう使用料についてですが、右の説明欄1行目の道路事業等敷地使用料は、取得済みの道路事業用地における東京電力やN T Tの電柱などの使用料であります。

次の道路管理施設敷地使用料につきましては、城内町2丁目地内の道路課所管の車庫及び資材置き場における東京電力やN T Tの電柱の敷地使用料であります。

次の道路使用料につきましては、道路占用料徴収条例に基づく東京電力やN T Tの電柱などの道路占用料であります。

次の駅連絡通路施設使用料につきましては、新栃木駅の東西自由通路及び栃木駅の南北連絡通路における広告掲示板使用料であります。

次の法定外公共物使用料につきましては、法定外公共物管理条例に基づく認定外道路の使用料であります。

次に、2節河川使用料についてですが、右の説明欄の法定外公共物使用料は、法定外公共

物管理条例に基づく市有水路敷における東京電力やN T Tの電柱などの使用料であります。

次に、3節都市計画使用料についてであります。右の説明欄1行目の都市公園等占有使用料は、都市公園等における東京電力やN T Tの電柱などの占有使用料であります。

次の総合運動公園占有使用料につきましては、栃木市総合運動公園内における電柱などの占有使用料であります。

次の公園使用料につきましては、公園内における花まつりなどイベントの露天商出店、撮影等の行為に伴う使用料であります。

次に、4節公園使用料についてであります。右の説明欄1行目の藤岡スポーツふれあいセンター敷地使用料は、東京電力の電柱の敷地使用料であります。

次のふるさとセンター・プラザ・体験交流館使用料につきましては、つがの里内のバーベキュー場やバッテリーカー等の使用料であります。

次の西方総合公園使用料につきましては、西方総合公園内施設における管理棟会議室などの使用料であります。

次のページをお開きください。次に、5節住宅使用料についてであります。右の説明欄1行目の市営住宅使用料は、市営住宅18団地936戸分の住宅使用料であります。

次の改良住宅使用料につきましては、改良住宅4団地19戸分の住宅使用料であります。

次の市営住宅駐車場使用料につきましては、市営住宅5団地344台分の駐車場使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅使用料につきましては、特定公共賃貸住宅2団地30戸分の住宅使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅駐車場使用料につきましては、特定公共賃貸住宅2団地44台分の駐車場使用料であります。

次の市営住宅等敷地使用料につきましては、市営住宅敷地内にあります東京電力、N T Tの電柱などの敷地占有使用料であります。

次の市営住宅使用料滞納繰越分、次の改良住宅使用料滞納繰越分、次の市営住宅駐車場使用料滞納繰越分につきましては、いずれも平成27年度以前の各使用料であります。

○委員長（岡 賢治君） 牧野大平都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長（牧野修一君） 続きまして、82、83ページをお開きください。

2項6目1節土木管理手数料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の確認申請等手数料につきましては、建築基準法に基づく建築確認申請等870件などの申請手数料であります。

2行目の長期優良住宅認定手数料につきましては、長期優良住宅の建築等計画認定150件の認定手数料であります。

3行目の低炭素建築物認定手数料等につきましては、低炭素建築物の新築等計画認定10件の認定手数料であります。

次に、2節道路橋りょう手数料につきましては、右の説明欄をごらんください。道路台帳閲覧等手数料につきましては、申請に基づく切り絵図や道路台帳の閲覧等手数料であります。

次に、3節都市計画手数料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の優良宅地認定手数料につきましては、項目保存であります。

次の都市計画関係証明手数料につきましては、用途地域などに関する諸証明に伴う10件の手数料であります。

次の開発行為等許可申請手数料は、開発行為に伴う許可申請190件などの申請手数料であります。

次の屋外広告物等許可申請手数料につきましては、屋外広告物などの許可申請に伴う120件の手数料であります。

続きまして、86、87ページをお開きください。14款1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、右の説明欄にあります河川災害復旧事業負担金でありまして、項目保存のためのものです。

続きまして、90、91ページをお開きください。2項3目1節保健衛生費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。6行目の汚水処理施設整備交付金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業費に対する交付金であります。

続きまして、4目1節道路橋りょう費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の防災・安全交付金につきましては、通学路の交通安全対策、橋りょう、トンネルの補修などの社会資本整備事業に対する国の交付金でありまして、市道209号線道路改良事業（栃木平井町）ほか14事業に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（快適な社会基盤整備）につきましては、市道F6号線道路改良事業（藤岡富吉1区）、市道N-1003号線道路改良事業（西方金崎）に対する交付金であります。

次に、2節都市計画費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の社会資本整備総合交付金（藤岡駅前広場）につきましては、藤岡駅前広場整備に係る補助金であります。

次の社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化計画策定事業）につきましては、公園の長寿命化計画策定事業費に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（新大平下駅前広場）につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業の実施に伴う業務委託、工事及び物件移転等補償金などの補助対象事業費に対する国庫交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（とちぎ蔵の街周辺地区）につきましては、地方都市リノベーション事業の実施に伴ういりふね・そのべ統合保育園新築工事及び市道整備に係る測量設計業務委託料に対する国庫交付金であります。

次に、3節住宅費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の市営住宅リフレッシュ事業社会資本整備総合交付金につきましては、屋上防水工事、排水管工事に対する交付金

であります。

次の市営住宅耐震診断事業社会資本整備総合交付金につきましては、城内南市営住宅の耐震診断業務委託料に対する交付金であります。

次の空き家再生等推進事業交付金（活用事業タイプ）につきましては、空き家を宿泊体験施設として整備するために必要な基本構想及び実施計画策定業務委託料に対する交付金であります。

次のページをお開きください。2行目の空き家再生等推進事業交付金（除却事業タイプ）につきましては、管理不全な空き家の除却を行う事業に対する交付金であります。

次の住宅・建築物安全ストック形成事業社会資本整備総合交付金につきましては、民間木造住宅の耐震診断、耐震改修費等に対する交付金及び建築計画概要書等電子化事業に対する交付金であります。

次の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業社会資本整備総合交付金につきましては、医療福祉モール内の高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助に対する国庫交付金であります。

○委員長（岡 賢治君） 長建築課長。

○建築課長（長 智君） 次のページをお開きください。

3項3目1節河川費委託金につきましては、右の説明欄の樋管操作委託金でありまして、渡良瀬遊水地周囲にあります11カ所分の委託金であります。

102、103ページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金につきましては、右の説明欄、下から2行目の合併処理浄化槽設置費補助金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業費に対する補助金であります。

106、107ページをお開きください。5目1節土木総務費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。鉄道駅バリアフリー化補助金につきましては、栃木市バリアフリー特定事業計画に基づく、市から鉄道事業者への公共交通バリアフリー施設等整備費補助金に対する補助率2分の1の県から市への補助金であります。

次に、2節都市計画費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。土地区画整理事業補助金につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業により整備する都市計画道路大平町役場通りに係る補助率20分の1以内の県補助金であります。

次に、3節住宅費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の住宅新築資金等貸付助成事業補助金につきましては、貸付金償還事務に対する補助金であります。

次の民間住宅耐震診断助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震診断費等に対する補助金であります。

次の民間住宅耐震改修助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震改修費に対する補助金であります。

次のページをお開きください。16款1項1目1節土地建物貸付収入につきましては、右の説明欄

をごらんください。下から4行目、医療福祉モール共用駐車場貸付収入につきましては、医療福祉モール事業地内にあります、市が所有する共用駐車場56台分の貸付収入であります。

次のページをお開きください。上から4行目、永野川緑地公園自動販売機設置収入につきましては、永野川緑地公園内に設置された自動販売機5台分の設置収入であります。

次の総合運動公園自動販売機設置収入につきましても、栃木市総合運動公園内に設置された自動販売機24台分の設置収入であります。

次の2号渡良瀬緑地公園運動施設土地貸付収入につきましては、2号渡良瀬緑地公園内にある渡良瀬カントリークラブのクラブハウス敷地の貸付料で、平成27年度に藤岡総合支所地域まちづくり課から移管されたものであります。

1行飛びまして、市営住宅自動販売機設置収入につきましては、城内南第2市営住宅内に設置された自動販売機2台分の設置収入であります。

下から2行目の大平運動公園自動販売機設置収入につきましては、大平運動公園内にあります自動販売機13台分の設置収入であります。

次のページをお開きください。8行目の藤岡スポーツふれあいセンター自動販売機設置収入につきましては、藤岡スポーツふれあいセンター内にあります自動販売機2台分の設置収入であります。

4行飛びまして、つがの里自動販売機設置収入につきましては、つがの里内に設置された自動販売機7台分の設置収入であります。

8行飛びまして、西方総合公園自動販売機設置収入につきましては、西方総合公園に設置されております自動販売機1台分の設置収入であります。

次のページをお開きください。2目1節利子及び配当金につきましては、右の説明欄、下から10行目の栃木駅周辺地区景観形成基金利子につきましては、基金の利子収入を見込んだものであります。

6行飛びまして、同和対策住宅新築資金等借入償還基金利子につきましても、基金の利子収入を見込んだものであります。

124ページ、125ページをお開きください。20款3項6目1節住宅費貸付金元利収入につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の住宅新築資金貸付金元利収入及び2行目の宅地取得資金貸付金元利収入につきましては、いずれも各貸付金の元金と利子の収入であります。

次の住宅新築資金貸付金元利収入滞納繰越分、次の住宅改修資金貸付金元利収入滞納繰越分及び次の宅地取得資金貸付金元利収入滞納繰越分につきましては、いずれも平成27年度以前の各貸付金の元金と利子の収入であります。

続きまして、4項2目1節土木管理費受託事業収入につきましては、右の説明欄をごらんください。住宅金融支援機構業務受託収入につきましては、項目保存であります。

続きまして、5項2目1節弁償金につきましては、右の説明欄をごらんください。市営住宅使用料等損害賠償金につきましては、市営住宅入居許可取り消し後から退去までの期間に係る住宅使用

料等相当の損害賠償金であります。

128、129ページをお開きください。4目2節雑入につきましてご説明いたします。上から16行目の道路賠償責任保険料等（道路河川維持課）につきましては、市道上における管理瑕疵による事故等の保険金等及び藤岡町緑川地内の緑川橋維持補修工事に対する小山市からの工事負担金であります。

次の電気料分担金等（公園緑地課）につきましては、栃木市総合運動公園内に国土交通省が設置しているGPS観測システム機器の電気料分担金等であります。

次の都市計画図売払収入等（都市計画課）につきましては、都市計画関係図の販売収入であります。

次の県営住宅敷地転貸料等（住宅課）につきましては、県営大宮住宅団地と城内南第2団地の敷地の転貸料であります。

以上をもちまして、所管部分の歳入についての説明を終了させていただきます。

○委員長（岡 賢治君） 以上で一般会計予算の所管関係部分の説明は終わりました。

◎議案第6号の説明聴取

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第2、議案第6号 平成28年度栃木市下水道特別会計予算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

村上下水道課長。

○参事兼下水道課長（村上隆一君） ただいまご上程いただきました議案第6号 平成28年度栃木市下水道特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の31ページをお開きください。平成28年度栃木市の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ51億8,563万円と定めるところのものであり、第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとなります。

第2条は、債務負担行為でありまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものとなります。

第3条は、地方債でありまして、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものとなります。

第4条は、一時借入金でありまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8億円と定めるところのものであります。

続きまして、34ページをお開きください。第2表、債務負担行為でありまして、平成28年度栃木市水洗便所改造資金利子補給補助金につきましては、期間は平成29年度から平成32年度まで、限度額は47万3,000円であります。

続きまして、35ページは第3表、地方債でありまして、起債の限度額は、公共下水道事業は9億5,810万円、流域下水道事業は9,310万円、公営企業会計移行事業は2,000万円であり、合計額は10億7,120万円であります。起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行とし、利率は4%以内、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、歳入歳出予算について、まず歳出からご説明いたしますので、598、599ページをお開きください。1款1項1目一般管理費につきましてご説明いたします。本年度予算額は4億1,496万円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、下水道受益者負担金及び下水道使用料並びに下水道手数料が主なものであります。

右の説明欄をごらんください。まず、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、下水道業務課及び下水道建設課職員29名分の人件費でございます。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましても、職員課所管となりますので、説明は省略させていただきます。

次の使用料徴収事務委託費につきましては、下水道使用料の徴収事務を水道事業に委託する委託料であります。

次の下水道課一般経常事務費につきましては、受益者負担金の電算処理委託料及びソフトウェア使用料など経常的事務費であります。

次の受益者負担金一括納付報奨金につきましては、受益者負担金の前納者に対する報奨金であります。

次の消費税及び地方消費税につきましては、下水道使用料に含まれております消費税を納付するものであります。

次の公営企業会計移行事業費につきましては、公営企業会計移行業務委託料でありまして、下水道施設の固定資産評価業務委託料990万8,000円及び資産管理台帳更新及び排水設備台帳システム構築業務委託料502万2,000円並びに下水道台帳システム更新業務委託料842万4,000円が主なものであります。

次の公共下水道普及対策事業費につきましては、特定事業場等の水質調査業務委託料及び水洗便所改造資金の融資に対する利子補給補助金51万7,000円が主なものでございます。

続きまして、602、603ページをお開きください。2款1項1目公共下水道管理費につきましてご説明いたします。本年度の予算額は1億646万4,000円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては下水道使用料であります。

右の説明欄をごらんください。公共下水道施設管理費につきましては、管渠やマンホールポンプ

等下水道施設の維持管理費でありまして、汚水流量測定や水質分析などの水質調査委託料及び管渠調査業務委託料、1つ飛ばしまして、マンホールポンプ場73カ所の保守点検業務委託料が主なものであります。

続きまして、2目公共下水道建設費につきましてご説明いたします。本年度予算額は15億7,228万1,000円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、受益者負担金及び事業費負担金が主なものであります。

右の説明欄につきましては、主要事務事業でありますので、省略させていただきます。

続きまして、604、605ページをお開きください。3款1項1目流域下水道事業費につきましてご説明いたします。本年度予算額は8億1,569万3,000円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては下水道使用料であります。

右の説明欄をごらんください。まず、流域下水道維持管理負担金につきましては、県の流域下水道の巴波川処理区及び大岩藤処理区の汚水処理のうち栃木市が負担する維持管理負担金であります。

次の流域下水道建設負担金につきましては、流域下水道の巴波川処理区及び大岩藤処理区の浄化センター並びに管渠及び資源化工場の建設事業のうち栃木市が負担する建設負担金であります。

続きまして、606、607ページをお開きください。4款1項1目元金につきましてご説明いたします。本年度予算額は16億8,147万9,000円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、下水道受益者負担金及び下水道使用料であります。

右の説明欄をごらんください。市債償還元金につきましては、これまで下水道事業のために借りました市債の元金償還金1,003件分でございます。

続きまして、2目利子につきましてご説明いたします。本年度予算額5億7,975万3,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。市債償還利子につきましては、これまで借りました市債の償還利子1,062件分であります。

続きまして、608、609ページをお開きください。5款1項1目予備費につきましては、本年度予算額は1,500万円であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移らせていただきますので、592、593ページをお開きください。1款1項1目1節下水道受益者負担金につきましては、右の説明欄の下水道受益者負担金で、平成24年度賦課分から平成28年度賦課分までの分割及び一括納付額でございます。

続きまして、2目1節事業費負担金につきましては、右の説明欄の事業費負担金で、他事業が行うべき舗装本復旧部分を下水道事業で一括施工することに伴う他事業からの負担金であります。

続きまして、2款1項1目1節下水道使用料につきましては、右の説明欄1行目の下水道使用料で、下水道使用世帯及び新規接続を見込んだ使用料であります。

次の下水道施設土地使用料につきましては、東京電力等から電柱支線等の土地使用料3件分であります。

続きまして、2項1目1節下水道手数料につきましては、右の説明欄の1行目、排水設備計画確認手数料と次の排水設備検査手数料で、それぞれ980件分であります。

1つ飛びまして、排水設備指定工事店登録手数料につきましては、市の指定工事店として新規登録及び更新する際の登録手数料60件分であります。

続きまして、3款1項1目1節下水道費補助金につきましては、右の説明欄の1行目、社会資本整備総合交付金で公共下水道雨水渠整備事業に対する補助率2分の1の国庫交付金であります。

次の汚水処理施設整備交付金につきましては、公共下水道建設事業に対する補助率2分の1の国庫交付金であります。

続きまして、594、595ページをお開きください。4款1項1目1節一般会計繰入金につきましては、右の説明欄の一般会計繰入金で、下水道特別会計における財源として一般会計から繰り入れさせていただくものであります。

続きまして、5款1項1目1節前年度繰越金につきましては、右の説明欄の前年度繰越金で、前年度からの繰越金であります。

続きまして、6款1項1目1節預金利子につきましては、右の説明欄の預金利子で、本会計における預金利子であります。

続きまして、2項1目1節雑入につきましては、右の説明欄の1行目、雑入でございまして、他事業に伴い公共汚水ます移設工事を行った際の物件移設補償金であります。

次の下水道受益者負担金相当額納付金につきましては、下水道整備区域に隣接している区域外からの納付金でございます。

次の消費税及び地方消費税還付金につきましては、項目保存でございます。

続きまして、596、597ページをお開きください。7款1項1目1節公共下水道債につきましては、右の説明欄の公共下水道建設事業債で、公共下水道建設事業に対する起債であります。

続きまして、2目1節流域下水道債につきましては、右の説明欄の流域下水道建設事業債で、流域下水道建設事業に係る本市負担額に対する起債であります。

続きまして、3目1節公営企業会計適用債につきましては、右の説明欄の公営企業会計適用債で、公営企業会計移行事務に対する起債であります。

以上で平成28年度栃木市下水道特別会計予算についての説明を終わります。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎議案第7号の説明聴取

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第3、議案第7号 平成28年度栃木市農業集落排水特別会計予

算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

村上下水道課長。

○参事兼下水道課長（村上隆一君） ただいまご上程いただきました議案第7号 平成28年度栃木市農業集落排水特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の37ページをお開きください。平成28年度栃木市の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,203万7,000円と定めるところのものであり、第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとするものであります。

第2条は、債務負担行為でありまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるとするものであります。

第3条は、一時借入金でありまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定めるところのものであります。

続きまして、40ページをお開きください。第2表、債務負担行為でありまして、平成28年度栃木市水洗便所改造資金利子補給補助金につきましては、期間は平成29年度から平成32年度まで、限度額は14万5,000円であります。

次に、歳入歳出予算について歳出からご説明いたしますので、632、633ページをお開きください。1款1項1目一般管理費につきましてご説明いたします。本年度予算額は4,089万3,000円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、農業集落排水使用料及び農業集落排水手数料が主なものであります。

右の説明欄をごらんください。まず、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、下水道業務課及び下水道建設課職員のうち2名分の人件費でございます。

次の県市町村総合事務組合負担金につきましても、職員課所管となりますので、省略させていただきます。

次の農業集落排水事務費につきましては、農業集落排水の事務に要する経常的事務費であります。

次の消費税及び地方消費税につきましては、農業集落排水使用料に含まれております消費税を納付するものであります。

次の農業集落排水普及対策事業費につきましては、水洗便所改造資金の融資に対する利子補給補助金であります。

次の使用料徴収事務委託費につきましては、農業集落排水使用料の徴収事務を水道事業へ委託する委託料であります。

続きまして、636、637ページをお開きください。2款1項1目施設管理費につきましてご説明い

たします。本年度予算額は8,195万円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては農業集落排水使用料であります。

右の説明欄をごらんください。施設管理費につきましては、処理場6カ所及びマンホールポンプの維持管理や清掃などの処理施設管理業務等委託料及び公共汚水ます移設工事費が主なものであります。

続きまして、2目施設建設費につきましてご説明いたします。本年度予算額は497万円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、農業集落排水事業費分担金であります。

右の説明欄をごらんください。建設事業費につきましては、農業集落排水施設整備工事費でありまして、公共汚水ます設置工事費197万円及び舗装本復旧工事300万円であります。

続きまして、638、639ページをお開きください。3款1項1目元金につきましてご説明いたします。本年度予算額は1億7,921万1,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。市債償還元金につきましては、これまで農業集落排水事業のために借りました市債の元金償還金であります。

続きまして、2目利子につきましてご説明いたします。本年度予算額は6,501万3,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。市債償還利子につきましては、これまで借りました市債の償還利子136件分であります。

続きまして、640、641ページをお開きください。4款1項1目予備費につきまして、本年度の予算額は1,000万円であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に入らせていただきますので、628、629ページをお開きください。1款1項1目1節受益者分担金につきましては、右の説明欄の農業集落排水事業費分担金で、新規加入者の分担金が主なものであります。

続きまして、2款1項1目1節農業集落排水施設使用料につきましては、右の説明欄の農業集落排水施設使用料でございまして、使用世帯及び新規接続を見込んだ使用料でございまして。

次の農業集落排水施設土地使用料につきましては、東京電力等からの電柱支線の土地使用料5件分であります。

続きまして、2項1目1節農業集落排水申請手数料につきましては、右の説明欄の各地区の排水申請手数料でありまして、排水設備計画確認手数料及び排水設備検査手数料であります。

次に、2節受益者負担金督促手数料につきましては、右の説明欄の受益者分担金督促手数料であります。

続きまして、3款1項1目1節一般会計繰入金につきましては、右の説明欄の一般会計繰入金で、農業集落排水特別会計における財源として一般会計から繰り入れさせていただくものであります。

続きまして、630、631ページをお開きください。4款1項1目1節預金利子につきましては、右の説明欄の預金利子で、本会計における預金利子であります。

続きまして、2項1目1節雑入につきましては、右の説明欄の雑入で、他事業に伴い公共汚水ます移設工事を行った際の物件移設補償金であります。

続きまして、2目1節消費税還付金につきましては、項目保存でございます。

続きまして、5款1項1目1節前年度繰越金につきましては、項目保存でございます。

以上で平成28年度栃木市農業集落排水特別会計予算についての説明を終わります。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎議案第9号の説明聴取

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第4、議案第9号 平成28年度栃木市水道事業会計予算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

鈴木水道業務課長。

○水道業務課長（鈴木英夫君） ただいまご上程いただきました議案第9号 平成28年度栃木市水道事業会計予算についてご説明いたします。

それでは、恐れ入りますが、栃木市予算書の673ページをお開き願います。まず、第1条、総則であります。平成28年度栃木市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

次に、第2条は、業務の予定量であります。（1）給水戸数は、前年度当初より約1,500戸増えまして5万7,500戸。（2）年間総有収水量は、前年度当初とほぼ変わらず、1,570万立方メートル。（3）1日平均有収水量は、やはりこれも前年度当初とほぼ変わらず、4万3,014立方メートルであります。（4）主な建設改良事業は、寺尾地区簡易水道事業、以下記載のとおり予定しております。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額であります。まず、収入の第1款水道事業収益は、前年度当初より1,328万3,000円増えまして27億5,654万7,000円、内訳は記載のとおりであります。

次に、支出の第1款水道事業費は、前年度当初より1億2,478万9,000円減りまして24億5,362万9,000円、内訳は記載のとおりであります。

続きまして、674ページをごらんください。第4条は、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるといふものでありまして、以下の括弧書きにつきましては、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額の補填内容であります。説明は省略させていただきます。

まず、収入の第1款資本的収入は、前年度当初より2億7,318万8,000円増えまして6億7,805万7,000円、内訳は記載のとおりであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、前年度当初より3億6,383万8,000円増えまして24億4,632万1,000円、内訳は記載のとおりであります。

次に、第5条は、債務負担行為であります。平成28年度末に契約期間が終了となります上下水道事業徴収業務委託、水道庁舎宿直業務委託、水質検査業務委託、浄水用薬品購入事業を表のとおり期間及び限度額で債務負担行為をするというものであります。

続きまして、675ページをごらんください。第6条は、企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は表のとおり定め、起債の限度額につきましては合計で1億円にしたいというものであります。

次に、第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めるというものであります。

次に、第8条は、予定支出の各項の経費の金額を営業費用と営業外費用との間で流用することができるように定めるというものであります。

次に、第9条は、職員給与費2億3,894万3,000円は、議会の議決がなければ流用できない経費と定めるというものであります。

第10条は、他会計からの補助金であります。一般会計からの補助金を受ける金額は588万8,000円でありまして、その内訳は記載のとおりであります。

続きまして、676ページをごらんください。第11条は、たな卸資産の購入限度額を7,545万4,000円に定めるというものであります。

続きまして、恐れ入りますが、677ページをお開きください。予算に関する説明書であります。2の予定キャッシュ・フロー計算書について説明をさせていただきますので、683ページをお開きください。平成28年4月1日から平成29年3月31日までの予定キャッシュ・フロー計算書であります。1の業務活動によるキャッシュ・フロー、2の投資活動によるキャッシュ・フロー、3の財務活動によるキャッシュ・フローを計算いたしまして、下の3行に記載のとおり、まず下から2行目の資金期首残高35億1,293万74円から、1つ上の行、資金増加額（又は減少額）の5億3,070万1,316円減りまして、資金期末残高として29億8,222万8,758円を予定するものであります。ほか説明は省略させていただきます。詳細につきましては別冊の栃木市水道事業会計予算の参考資料により説明させていただきます。

○委員長（岡 賢治君） 古澤水道工務課長。

○水道工務課長（古澤一豊君） それでは、別冊の平成28年度栃木市水道事業会計予算の参考資料についてご説明させていただきます。

資料1ページをお開きください。初めに、収益的収入及び支出の収入であります。1款1項1目給水収益につきましては、給水戸数5万7,500戸分の水道料金収入であります。

次に、2目受託工事収益につきましては、寺尾地区及び樋ノ口町等の給水申し込みに伴います水道工事負担金1,739万4,000円が主なものであります。

次に、3目その他の営業収益につきましては、手数料のうち給水装置工事の設計審査及び竣工検査手数料220万円と、その下の雑収益のうち下水道使用料徴収事務負担金5,909万3,000円及び消火

栓維持管理負担金3,361万2,000円が主なものであります。

次に、2項1目受取利息及び配当金につきましては、定期預金等利息であります。

次に、2目他会計補助金につきましては、児童手当負担金等一般会計繰入金173万3,000円及び水源地補償補助200万円が主なものであります。

続きまして、2ページをお開きください。次に、3目長期前受金戻入につきましては、補助金等により取得した固定資産の減価償却、資産減耗に係る戻し入れ予定額であります。

次に、4目雑収益につきましては、昨年豪雨により被害を受けました蛭沼浄水場等の建物総合損害共済災害共済金5,000万円が主なものであります。

続きまして、3ページをごらんください。支出であります。まず、1款1項1目原水及び浄水費につきましては、節区分の中ほどにあります委託料のうち、浄水場等施設運転及び維持管理業務委託料5,940万円及び水質検査業務委託料2,384万7,000円が主なものであります。

次に、4ページをお開きください。2目配水及び給水費につきましては、節区分の一番下の行、委託料のうち、量水器交換業務委託料3,037万4,000円及び漏水調査業務委託料1,800万円と、ページが変わりまして、5ページ、節区分の4行目の修繕費のうち、給・排水管漏水等修繕費9,046万円及び量水器修繕費4,992万6,000円が主なものであります。

次に、6ページをお開きください。3目受託工事費につきましては、節区分の4行目の請負費のうち、各地域の新規水道申し込みに伴います給水管布設工事請負費1,771万4,000円が主なものであります。

次に、4目業務及び総係費につきましては、節区分の一番下の行、委託料につきまして、上下水道事業徴収業務委託料7,938万円と、ページが変わりまして、7ページ、節区分の3行目、賃借料のうち、水道料金会計起債管理システム等のハード及びソフトの賃借料1,147万3,000円が主なものであります。

次に、5目減価償却費につきましては、有形固定資産の減価償却費であります。

次に、6目資産減耗費につきましては、配水管布設替に伴います固定資産除却費が主なものであります。

次に、8ページをお開きください。続きまして、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、節区分の1行目、企業債利息が主なものであります。

次に、2目消費税及び地方消費税につきましては、消費税及び地方消費税納付予定額であります。

続きまして、9ページをごらんください。資本金収入及び支出の収入であります。まず、1款1項1目企業債につきましては、寺尾地区簡易水道事業企業債8,000万円及び老朽管更新事業に係る企業債2,000万円であります。

次に、3項1目国庫補助金につきましては、寺尾地区簡易水道国庫補助金1億4,150万円及び上下水道施設災害復旧補助金2億5,100万円が主なものであります。

次に、4項1目工事負担金につきましては、上川原土地区画整理事業に伴う水道工事負担金5,000万円及び消火栓設置に伴う増径工事等負担金4,215万7,000円が主なものであります。

続きまして、10ページをごらんください。支出であります。初めに、1款1項2目の寺尾地区簡易水道事業費及び次の3目上水道整備事業費につきましては、主要事務事業で説明されておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、11ページをごらんください。次に、4目水道設備更新事業費につきましては、藤岡羽黒水源取水ポンプ更新工事請負費648万円及び都賀大柿中区増圧ポンプ場配水ポンプ更新工事請負費324万円であります。

次に、5目老朽管更新事業費につきましては、岩舟地域の石綿セメント管布設替工事7本分の工事請負額1億778万4,000円及び藤岡地域の石綿セメント管布設替工事3本分の工事請負額9,993万3,000円であります。

次に、6目管路耐震化事業費につきましては、栃木、都賀、西方地域の硬質塩化ビニール管をダクタイル鉄管に布設替をする工事であります。

続きまして、12ページをごらんください。次に、7目水道施設耐震化事業費につきましては、都賀深沢配水池の耐震2次診断業務委託であります。

次に、8目固定資産取得費につきましては、量水器購入費及び給水車購入費が主なものであります。なお、給水車につきましては、昨年の関東・東北豪雨災害のときの応急給水活動を実施した際に、老健施設等の受水槽への補給給水には水圧のかかる給水車がどうしても必要であり、今後の防災力を高めるためにも購入したいというものであります。

次に、2項1目企業債償還金につきましては、借り入れた財務省財政融資資金等204件分の企業債元金償還金であります。

以上で平成28年度栃木市水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては、3月16日開催の常任委員会において審査願うこととなりますので、本日は聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長（岡 賢治君） 以上で建設常任委員会を終了いたします。

（午後 3時02分）